

縁むすびさん事業 利用規約

豊岡市（以下「市」という。）は、結婚希望者を応援するために、「縁むすびさん事業」を行っています。

なお、ここでは「お見合い相手を紹介する事業」について定めていますが、「縁むすびさん事業」を冠した単発のイベント等についても「1」及び「3」から「9」を除き、準用します。

1 お見合い相手を紹介する事業の概要



(1) 事業の利用

本事業を利用するためには、次のどちらかの方法で申し込みます。

- ①豊岡市ボランティア仲人「縁むすびさん」（以下「縁むすびさん」という。）にお世話を依頼する。
- ②豊岡市に直接登録する。（このときの登録者を「事務局登録の方」といいます。）

(2) 紹介

登録者は、縁むすびさん又は市から匿名のプロフィールによりお見合い相手を紹介されます。

(3) お見合い

双方が承諾すれば、お見合いします。

2 利用できる方

次のすべての要件を満たす方に限ります。

- (1) 真剣に結婚相手を探すことを目的とし、結婚するために自ら努力される 20 歳以上の方
- (2) 独身、かつ、婚約していない方
- (3) 本規約の内容を守る方
- (4) 過去に「12 縁むすびさん及び市が行う利用停止等」に基づく利用停止措置をされたことのない方
- (5) その他別に定める条件がある場合は、その条件を満たす方（イベント時の年齢制限等）

3 利用の方法

本規約同意のうえ、縁むすびさん又は市へ「利用に必要な書類」を提出し、お世話を依頼します。このとき、縁むすびさんはお世話することを辞退することができるものとします。

4 利用に必要な書類等

- (1) 申込書兼承諾書（様式 2-2）
- (2) 会議用プロフィール（様式 2-3）
- (3) 交換用プロフィール（様式 2-4）
- (4) 3か月以内に撮影したLサイズ判写真（同じ写真が2枚。編集加工した写真は不可。）
- (5) 写真付き身分証明書類の原本の提示（自動車運転免許証等）

5 登録手数料

無料（ただし、面談やお見合いのときの喫茶代金を除きます。）

6 プロフィールの有効期間

プロフィール（写真含む）については、2年を経過するまでに更新してください。

7 利用者の責務

縁むすびさんや市事務局から連絡があったときは速やかに、遅くとも必ず24時間以内に折り返しの電話又は返信をしてください。

また、以下の「8」「9」について、指示や期限を設けているものについては必ず守ってください。

なお、休日の緊急時は 090-9213-2657（ハートリーフ推進室専用）に連絡ください。

8 利用の流れ（その1）～「縁むすびさん」にお世話を依頼した場合～

(1) お相手の紹介

お世話を依頼した縁むすびさんがお似合いの人を探したり、あなたのプロフィールが異性をお世話している縁むすびさんの目に止まりましたら、お相手のプロフィールがあなたに届けられます。

※自分で異性のプロフィールを閲覧してお相手を選ぶ仕組みではありません。

(2) 承諾可否の返事

お相手の「交換用プロフィール」を預かったら、又は郵便が到着したら、「お見合いする」「お見合いしない」の返事を遅くとも翌日までに縁むすびさんに連絡してください。

(3) 日程調整

「お見合いする」という返事的时候は、その旨と同時に、お見合いできる日時を縁むすびさんに伝えてください。縁むすびさんが日程調整します。

※プロフィールの取り扱い

プロフィールについては、お見合いしない場合は受け取ってから1週間以内、お見合いする場合はお見合い日までに縁むすびさんに必ずお返しくささい。

- (4) お見合い
縁むすびさんの立ち合いのもと、カフェなどでお見合いします。
お見合いの席では、LINE や電話番号などの連絡先を交換してはいけません。
- (5) お見合い後の返事
お見合い終了後、遅くとも翌日までに、次に「デートする」か「デートしない」かの返事を縁むすびさんに伝えてください。
- (6) お見合い後、双方が「デートする」となれば、縁むすびさんから相手の携帯電話番号が伝えられます。
その日のうち、遅くとも翌日までに相手に連絡してください。その後は SNS 等で連絡を取りあい、頻繁に会われることをお勧めします。
- (7) 交際3か月以内はデートの度、その後は1か月に一度は縁むすびさんに状況を連絡してください。
- (8) 交際期間6か月までに結婚の意思があるかどうかをお相手及び縁むすびさんに伝えてください。
- ※ 交際中でもお見合い相手を紹介することがあります。その結果、並行して交際することになった場合は、速やかに、長くとも1か月以内には交際相手を一人にしてください。
- ※ 交際を中止したいときは、直接相手に伝えるとともに、必ず縁むすびさんに連絡してください。
交際が中止になったときは、知りえた個人情報を削除、廃棄し、それ以降にお相手に連絡を取ったり会ったりしてはいけません。
- (9) 結婚が決まれば、縁むすびさんに必ず連絡してください。
また、入籍されましたら書類作成のご協力をお願いいたします。

9 利用の流れ（その2）～「事務局登録の方」に該当する場合～

- (1) お相手の紹介
異性をお世話する縁むすびさんの目に止まり、その異性があなたとのお見合いを希望されたとき、事務局から紹介（プロフィールが送付）されます。
プロフィールの「お相手への希望」項目に記載された内容等に基づき、事務局がお似合いと考える異性を紹介することもあります。
※自分で異性のプロフィールを閲覧してお相手を選ぶ仕組みではありません。

(2) 承諾可否の返事

お相手の「交換用プロフィール」を預かったら、又は郵便が到着したら、「お見合いする」「お見合いしない」の返事を遅くとも翌日までに事務局に連絡してください。

(3) 日程調整

「お見合いする」という返事的时候は、その日以降に事務局又はお相手の異性をお世話している縁むすびさんから連絡があります。

事務局又はその縁むすびさんがお見合い日時を調整しますので、希望日時をお伝えください。

※プロフィールの取り扱い

プロフィールについては、お見合いしない場合は受け取ってから1週間以内、お見合いする場合はお見合い日までに返信用封筒で郵送してください。

(4) お見合い

カフェなどでお見合いします。お見合いの席では、LINE や電話番号などの連絡先を交換してはいけません。

※相手にお世話している縁むすびさんがいる場合は、その縁むすびさんが立ち会われます。相手も「事務局登録の方」の場合には誰も立ち会いません。

(5) お見合い後の返事

お見合い終了後、遅くとも翌日までに、次に「デートする」か「デートしない」かの返事を縁むすびさん及び事務局の両方に連絡してください。

(6) お見合い後、双方が「デートする」となれば、縁むすびさん又は事務局からお相手の携帯電話番号が伝えられます。

その日のうち、遅くとも翌日までに相手に連絡してください。その後は SNS 等で連絡を取りあい、頻繁に会われることをお勧めします。

(7) 交際3か月以内はデートの度、その後は1か月に一度は事務局に状況を連絡してください。

(8) 交際期間6か月までに結婚の意思があるかどうかをお相手及び事務局に伝えてください。

※ 交際中でもお見合い相手を紹介することがあります。その結果、並行して交際することになった場合は、速やかに、長くとも1か月以内には交際相手を一人にしてください。

※ 交際を中止したいときは、直接相手に伝えるとともに、必ず事務局に連絡してください。

交際が中止になったときは、知りえた個人情報を削除、廃棄し、それ以降にお相手に連絡を取ったり会ったりしてはいけません。

(9) 結婚が決まれば、事務局に必ず連絡してください。

また、入籍されましたら書類作成のご協力をお願いいたします。

10 個人情報の取り扱い

(1) 利用者の個人情報の収集・利用・管理については、「豊岡市個人情報保護条例」に基づき、利用者の結婚を応援する目的以外には使用しません。

(2) 「3」により縁むすびさんにお世話を依頼した場合は、「申込書兼承諾書」（住所、氏名、電話番号、勤務先を記載）は市に提出されず、縁むすびさんが厳重に管理します。

(3) プロフィールは匿名で、氏名、住所、電話番号を記載しません。

ただし、お見合いの組み合わせ調整の際には事務の都合上、苗字だけ縁むすびさん及び市で共有し、お見合いが決定したのち、相互に苗字を知らせます。

(4) 警察、裁判所、検察庁、弁護士会、消費者センターまたはこれらに準じた権限を有する機関から、法的根拠に基づき開示を求められた場合、会員本人の同意がなくとも登録情報の一部（住所、氏名等）を開示することがあります。

11 禁止事項

次の各号に掲げる行為、その他の法令で禁止されている行為、公序良俗に反する行為及び他の会員の迷惑のかかる行為は禁止します。なお、悪質な場合には法律に基づいた対処をすることもあります。

(1) 結婚相手を探すこと以外の目的や、虚偽の記載その他不正な手段で登録又は活動すること。

(2) 結婚や婚約したにもかかわらず、本事業を利用すること。

(3) 申込み内容やプロフィールに虚偽の記載をしたり、変更があったにもかかわらず、変更手続きをしないこと。

(4) 本事業を利用することにより知り得た個人情報を、撮影、複製、転記、譲渡、漏洩、公開（SNS、動画投稿サイトへの掲示、紙媒体の掲示・配布等）をすること。

(5) 本事業を悪用すること、または悪用しようとする事。

(6) 縁むすびさん又は市からの連絡、指示に応じないこと。

(7) 本事業に関し、お見合い相手、縁むすびさん又は市職員等に著しく不快、粗野又は乱暴な言動をとること。

(8) お相手、縁むすびさん又は市に対し、不当な要求を行うことで、本事業の運営に支障を生じさせること。

- (9) 本規約又は利用申し込み時に署名した承諾書の記載内容に違反すること。
- (10) その他本事業の運営に重大な支障をきたす恐れがあること。

12 縁むすびさん及び市が行う利用停止等

次の項目に該当する場合は、利用者の同意を得ることなく利用を停止することがあります。

- (1) 「11」に定める重大な禁止行為を行った場合
- (2) 「11」に定める禁止事項を行い、縁むすびさん又は市が指導しても改善の見込みがないと判断される場合
- (3) 本事業の運営内容に同意をいただけない場合
- (4) その他上記に類する場合

13 縁むすびさん及び市の免責

- (1) 縁むすびさん又は市が利用者に提供する情報について、完全性、正確性、迅速性等について、縁むすびさん及び市は、一切責任を負わないものとします。
- (2) 利用者は、本事業において自己の個人情報を伝えること及びお見合い、交際若しくは結婚をすること又はしないことの決定を自己の責任と判断で行うものとし、縁むすびさん及び市は、一切責任を負わないものとします。
- (3) お見合い、交際等における利用者間のトラブルについて、縁むすびさん及び市は、一切責任を負わないものとします。また、市が示したルールに違反して活動した縁むすびさんと利用者との間のトラブルについても、市は一切責任を負わないものとします。
- (4) 本規約をお読みにならなかったことにより利用者に不利益が生じても、縁むすびさん及び市は一切責任を負わないものとします。

14 その他の留意事項

- (1) 本事業は、ご希望の条件の方とお見合いを約束するものではありません。ご希望に添えない場合もありますので、あらかじめご了承ください。
- (2) 本規約に違反する事例があった場合には、お手数ですが、市事務局までご連絡ください。

15 規約の変更

市は、利用者への事前通知及び承諾なしに本規約を随時変更することができるものとします。また、利用者はこれを承諾するものとします。

附 則

この規約は、2021年3月1日から施行する。